

「福島県ごみ処理広域化計画(平成22年改訂)(案)」に対する意見とそれに対する県の考え方

整理番号	ページ又は項目	行	記載内容	変更案	意見、提案等	県の考え方
1					福島県の広域化に伴い、ダイオキシン類発生抑制のための基準オーバーの施設の見直し及び閉鎖処置の予定はあるのか？	県内の一般廃棄物焼却施設は全て、ダイオキシン類の排出基準に適合しています。
2					県内16焼却施設の基準値が、広域化によりダイオキシン発生の抑制になるのか。	県内には現在稼働中の一般廃棄物焼却施設は23施設あり、いずれもダイオキシン類の排出基準には適合しておりますが、ごみ処理の広域化により焼却施設の集約が進めば、大規模な施設では排ガス規制値がより厳しくなることから、ダイオキシン類の発生量は更に減少すると予想されます。
3					排出量増加に伴い、焼却施設のキャパシティを超えるものにならないのか？	行政におけるごみ減量化やリサイクル推進施策や、県民の環境意識の高まりにより、ごみ排出量は減少しています。
4					福島県のがん発生率が東北1位であることにおける、原発ならびにダイオキシン拡散との因果関係はないのか？	県内のがん発生において、原子力発電所やごみ焼却施設との因果関係は認められておりません。 ごみ焼却施設は、いずれもダイオキシン類の排出基準には適合しています。 また、ごみ焼却施設周辺の大気や土壌環境中のダイオキシン類濃度は、環境基準値以下の濃度であり、他の地域の濃度レベルと変わらないことから、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類による人体への影響はないものと考えられます。
5					国立公衆衛生院(旧厚生省研究所)での、焼却施設から半径50km内のがん発生とダイオキシンの関係調査を見ると、焼却施設の影響は大きいものとなる。県として環境評価を行っているのかどうか？	国立保健医療科学院において、平成16年に国内51箇所のごみ焼却施設周辺におけるがんによる死亡リスクを調査した結果、統計的に有意な影響は観察されなかったという研究結果を発表しています。本県においても、ごみ焼却施設周辺の大気や土壌環境中のダイオキシン類濃度は、環境基準値以下の濃度となっており、他の地域の濃度レベルと変わらないことから、ダイオキシン類による人体への影響はないものと考えられます。

整理番号	ページ又は項目	行	記載内容	変更案	意見、提案等	県の考え方
6					容器包装リサイクルにおけるプラスチックのリサイクルよりも、焼却施設における焼却量が多い事。	平成19年度に県内における容器包装リサイクル法に基づき収集したプラスチック製容器包装9,200tのうち、約8割に当たる7,304tが指定法人ルート(同法により設けられた指定法人が市町村から容器包装廃棄物を引き取り、事業者へ委託して資源化する方法)により適正にリサイクルされており、指定法人ルート以外で処理されるものも、サーマルリサイクル等に有効に利用されています。
7					広域化に伴い、リサイクルの入札における県外業者への搬出により県内施設業者の逼迫状況を引き起こしている現状。	容器包装リサイクル法に基づき収集された容器包装廃棄物の受託処理業者については、同法に基づき設立された指定法人が行う入札制度により、処理業者が決定されるものであり、その入札には県や市町村が関与できない仕組みとなっております。なお、県内の受託業者は、例えばプラスチックは2つの事業者が、ガラスは1つの事業者が指定法人ルートにより処理を行っています。
8					県外業者への引き渡しの物が、中国に輸出されている現状が適正処理なのだろうか？ごみの越境移動(バーゼル条約違反)になりかねない現状。	リサイクル目的で収集される各廃棄物については、各リサイクル法に基づき適正に処理を行うよう指導しています。 なお、バーゼル条約では、廃棄物を輸出する場合に輸入国の同意が必要となりますが、例えば廃ペットボトルの輸出については、原料として輸出されており、廃棄物には当たらないことから、バーゼル条約には抵触しません。
9					お金を払えばごみ。お金をもらえば有価物。しかしながら、排出されたものが、適正処理されていない場合、福島県が排出業者責任を負うかどうかの明確化をお願いしたい。	産業廃棄物の場合、自ら処理するか産業廃棄物処理業者に委託して適正処理する責任があります。 また、一般廃棄物の場合、市町村はその区域内の一般廃棄物を収集運搬及び処分をすることになりますが、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合は、運搬すべき場所や方法などを指示することができるようになっており、排出者はその指示に従わなければなりません。 したがって、一般廃棄物か産業廃棄物の如何を問わず、排出者は、廃棄物を適正に処理(排出)する責任があります。
10					県内事業者活性のため、国の入札によるものではなく、県内の業者で県内の廃棄物処理やリサイクル事業を行える県にしてほしい。なんのために県外物抑制して、排出は県外なのか？県内事業者活性化の機会を是非検討して欲しい。	容器包装リサイクル法に基づき収集された容器包装廃棄物の受託処理業者については、同法に基づき設立された指定法人が行う入札制度により、処理業者が決定される仕組みとなっております。 県は、融資制度や補助等により県内の環境関連事業者の育成に取り組んでいます。

整理番号	ページ又は項目	行	記載内容	変更案	意見、提案等	県の考え方
11					<p>【総論】概ね、本計画案は現状運用の追認で良いと考えるが、(9ページ15行から18行まで)総発電出力量があるが、これは電力会社に売電したと考えると良いのか？ ならば、売電価格はいくらで契約しているのか明記すべきではないか？ また、資源の有効活用方法の選択肢の一つとして、プラスチック油化装置の一部施設への導入も検討してはいかがだろうか？</p>	<p>ごみ処理施設に発電された電力については、施設内で使用するほか、一部が売電されております。売電価格については、ごみ処理事業体と電力会社の契約により変動するものであり、またごみ処理の広域化とは直接関係するものではないため、当計画への記載は不要と考えます。</p> <p>プラスチック油化装置を設けるには、容器包装リサイクル法により適正にリサイクルされているプラスチック製容器包装以外の大量のプラスチック系ごみを確保する必要があること、処理工程が脱塩や熱分解工程などの化学プラントの性格を有していることなどから、これまでにごみ処理事業体で設置した例はなく、その設置は困難と考えます。</p> <p>なお、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにおいても、委託された58万tのプラスチック製容器包装うち、0.4万tが油化されているに過ぎません。</p>